

## 新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の 企業向けの金融支援等について

令和3年3月23日

金融庁

財務省

農林水産省

経済産業省

これまで、新型コロナウイルス感染症が事業・雇用に与える影響を踏まえ、資金繰り対策については、無利子・無担保融資の拡充や既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応等、官民挙げて金融面からの支援を行ってきたところである。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、特に深刻な影響を受けている飲食業者、宿泊事業者等に対して、短期的な資金繰り需要に対応するだけでなく、中堅・大企業を中心に財務基盤増強を図るため、資本金劣後ローン・優先株等の資本金による支援等を行う必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、事業者のニーズにきめ細かく対応しながら、事業の継続や立て直しができるよう、緊急的な金融支援策等を行うため、以下の施策を講ずる。

### 1. 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫等による支援の強化

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた飲食業者、宿泊業者等については、その影響が続く間、以下の重点的な支援を行う。

#### ○ 民間協調融資原則の停止

これまで民間金融機関と原則協調融資を行うこととされていたところ、飲食・宿泊等以外の分野も含め、政策投資銀行・商工中金が単独で積極的な支援を行うことを可能にする。

## ○ 金利等の引下げ

シニアローンによる資金繰り支援について万全を期しつつ、財務基盤増強のため、以下により、政策投資銀行・商工中金が中堅・大企業向けに提供する資本性資金の利便性を向上させる。

- ・ 劣後ローンについては金利水準を当初3年間1%程度に引下げ（中堅企業は飲食・宿泊等以外の分野も含む）
- ・ 優先株式については、飲食・宿泊支援として引受けの配当水準を大幅に引下げ

更に、地域の公共交通機関などへの支援について、REVIC等政府系ファンド等の活用を検討する（REVIC等が、債権買取・債務整理、出融資、ハンズオン支援等を実施する）。

## ○ 体制の強化

政策投資銀行に飲食・宿泊部門専門チームを立ち上げ、事業者のニーズにきめ細かく対応する（商工中金は設置済み）。また、審査期間を原則1か月程度に短縮し、迅速な支援を可能にする。

## 2. 民間金融機関による支援の強化

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた飲食業者、宿泊業者等については、その影響が続く間、以下の重点的な支援を行う。

## ○ 外食産業支援債務保証の拡大

これまで中堅事業者を対象としてきた外食産業支援債務保証について、大企業も対象とするとともに、保証対象借入額の上限を2億円に引き上げる。

## ○ 民間金融機関への要請

民間金融機関に対し、政府から改めて以下を要請する。

- ・ 劣後ローンの周知・提案、事業計画策定支援等
- ・ 長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等
- ・ 「2期連続赤字」など、契約条項（コベナンツ）に抵触して

も、機械的・形式的に取り扱わないこと

### 3. 新しい分野への事業展開支援の強化

- 事業再構築補助金（令和2年度補正予算：約1.1兆円）を活用した中堅企業（資本金10億円未満）の支援強化  
中堅企業が新しい分野への展開や業態転換等を行う場合、建物撤去費用に加え、賃貸物件等の原状回復費、引越に必要な設備の運搬費を対象経費に含める（補助上限8,000万円、補助率1/2（4,000万円を超える部分は1/3））。

### 4. 会計監査への対応

- 減損等に関する監査上の留意事項の徹底  
日本公認会計士協会は、飲食業をはじめとする一部業種の状況を踏まえ、減損等に関する監査上の留意事項（新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その7））を公表しており、その中で、監査人に対し、①経営者と適時・適切なコミュニケーションを図ること、②実態と乖離した過度に悲観的な予測を行うことは適切でないこと、を求めている。  
金融庁、日本公認会計士協会から、上記留意事項について大手監査法人や飲食業界に対して直接説明を行う。更に、日本公認会計士協会が相談窓口を設置する。  
こうした施策により、減損等に関する監査上の留意事項を監査の現場に徹底させる。

### 5. 制度の周知

今後、これらの対応策について、関係省庁（財務省・経産省・金融庁・農水省）で連携して、中央・地方ブロック毎に関係業界向け説明会や、関係機関向けの周知を実施する。